

新潟県 Web 口座振替受付サービス導入・運用業務仕様書

1 業務名

新潟県 Web 口座振替受付サービス導入・運用業務

2 目的

新潟県教育委員会が徴収する授業料、入学料又は入学料相当額及び学校徴収金等並びに新潟県が賦課徴収する自動車税及び個人事業税の口座振替申込手続について、インターネット上で受け付けるサービス（以下「口座振替受付サービス」という。）を導入し、申込者の利便性向上、本県の事務負担軽減及び安全かつ安定的な運用を実現することを目的とする。

本仕様書に定める要件を満たした上で、申込者の利便性、管理業務の効率性、サービス品質、将来拡張性又は情報セキュリティの向上につながる提案を歓迎する。提案に当たっては、効果、実現方法、前提条件、標準サービスの範囲及び追加費用の有無を明示すること。

3 対象納付金

本業務において口座振替受付サービスの対象とする納付金は、次のとおりとする。

- (1) 教育庁対象納付金 新潟県教育委員会が徴収する授業料、入学料又は入学料相当額、及び学校徴収金等
- (2) 県税対象納付金 自動車税、個人事業税

4 委託業務の内容

(1) 初期構築

受託者は、口座振替の申込者（以下「申込者」という。）が、パソコンやスマートフォン又はタブレット端末等により、インターネット上で受託者の申込受付サイトを介し、対象納付金に係る口座振替の申込みから対象金融機関への登録依頼までの一連の作業を完了させるサービスを運用するための準備を行うこと。なお、当該準備には次のものを含む。

ア 対象納付金ごとに、利用規約の表示画面、申込者の基本情報、対象納付金を特定するための必要な情報及び口座情報等の入力画面を構築すること。

イ 対象納付金ごとに、本県が指定する受付期間、入力項目、入力内容確認画面、完了画面、エラー表示画面等を設定できること。

ウ 口座情報等を対象金融機関及び本県へ正常に引き継ぐため、対象金融機関、金融機関が指定するインターネット口座振替受付ゲートウェイサービスその他必要な外部サービスとの通信接続試験等を行うこと。

エ 登録結果データを本県が指定する単位及び形式で還元できるよう、ファイル出力、データ連携、管理画面等の設定を行うこと。

オ システム環境の整備、動作確認、試験、初期設定その他サービス開始に必要な作業については、受託者が実施し、必要な経費を負担すること。

カ 管理画面及び申込受付サイトについて、標準機能を基本としつつ、操作手順の簡素化、入力誤りの防止、視認性、応答性その他 UI・UX の向上に関する提案を行うこと。提案する機能が標準機能又は個別開発のいずれに該当するかを明示すること。

(2) サービス運用

ア 受託者は、申込者から申込受付サイトを介した口座振替の申込みがあった際に、金融機関が指定するインターネット口座振替受付ゲートウェイサービス等へ接続し、対象金融機関に対し

- て、申込者の口座情報の照会及び口座振替登録依頼（以下「照会等」という。）を行うこと。
- イ 受託者は、対象金融機関への照会等が完了した後、申込者に対して、口座振替登録結果を画面表示又はメール等により通知すること。
- ウ 受託者は、対象金融機関への照会等が完了した後、対象納付金ごとに、口座振替登録結果の一覧表又はデータを作成し、原則として翌日までに本県に還元すること。
- エ 前号のうち、教育庁対象納付金については、学校ごとに口座振替登録結果を確認できるようにすること。
- オ 県税対象納付金については、本県が指定する税目、取込単位又はその他の管理単位ごとに口座振替登録結果を確認できるようにすること。
- カ 登録結果データの作成又は還元失敗した場合は、処理単位及び処理結果を識別し、重複登録及び重複還元を防止した上で再処理又は再送できること。
- キ 登録結果データの再処理、再送、中断、失敗及び取消しに係る履歴を記録し、権限を付与された本県職員が確認できること。
- ク 申込受付サイトは、スマートフォンでの利用を中心に、画面サイズに応じた表示、入力項目及びボタンの視認性、入力途中の離脱防止、エラー内容の分かりやすい表示等に配慮すること。また、高齢者その他デジタル機器の操作に不慣れな利用者にも分かりやすい導線、表現又は補助機能に関する提案を歓迎する。
- ケ 申込受付サイトは、JIS X 8341-3:2016 を参考に、文字サイズ、コントラスト、キーボード操作、読み上げへの配慮その他アクセシビリティの確保に努めること。対応水準及び確認方法を提案書に記載すること。
- コ システム障害、対象金融機関との連携機能に障害、計画停止その他の理由により申込受付サイトの全部又は一部の機能が利用できない場合は、利用者が当該状況を容易に認識できるよう、申込受付サイト上に障害又はサービス停止中であることを表示すること。また、利用者の混乱を防止するため、影響範囲、問合せ先及び復旧見込み（把握している場合）を併せて表示できること。
- 障害により申込情報の正常な登録又は対象金融機関との連携処理が保証できない場合は、受託者は速やかに新規受付を停止し、二重登録、データ欠損又はデータ不整合が発生しないよう制御すること。
- また、障害発生時に処理中であった申込データについては、処理状況を識別できることとし、復旧後に再処理又は取消しの要否を判断できること。
- 受託者は障害発生後速やかに本県へ報告し、影響範囲、暫定対応、復旧見込み及び対応状況を継続的に共有すること。
- サ 受託者は、対象金融機関との契約をとりまとめる。また、対象金融機関が必要とする手数料のとりまとめも行う。ただし、本県が認める金融機関はその限りでない。

5 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

なお、本業務は、初期構築及び令和9年3月の運用に係る単年度分の調達である。令和9年度以降の運用・保守は、別途契約を予定する。本仕様書に定める監査ログの保存期間、復元試験・災害復旧訓練の頻度その他本契約期間を超える期間を前提とする水準は、継続契約を前提とした水準として提案を求めるものであり、本契約期間を超える部分の費用は参考見積として扱う。

6 サービスの概要

- (1) サービス導入時期（予定）

サービス導入時期は、令和 9 年 3 月を予定する。

利用期間は、本契約期間においては令和 9 年 3 月とし、令和 9 年度以降は毎年 4 月から 3 月までの間を予定する（令和 9 年度以降の運用は前記 5 の別途契約による）。

(2) 対応可能機器

申込者は、パソコン、スマートフォン又はタブレット端末から、特別なソフトをインストールすることなく、申込受付サイトを利用できること。なお、対応する OS、ブラウザその他の利用環境については、別紙 3「非機能要件一覧」に定めるものとする。

(3) 対応する金融機関

本業務において対応する金融機関は、別紙 4「取扱金融機関一覧」のとおりとする。ただし、対象納付金ごとに利用可能な金融機関が異なる場合は、同別紙において区分して示すものとする。

なお、金融機関の追加、廃止、合併、名称変更、サービス対応状況の変更等が生じた場合は、本県と受託者が協議の上、必要な設定変更、表示変更、接続試験、疎通確認、登録試験その他の対応を行うこと。

金融機関の追加等に係る対応について、既存サービスの設定変更及び通常の保守の範囲に含まれる作業は委託料に含むものとする。新たな外部サービスとの接続開発その他通常の保守の範囲を超える作業が必要となる場合は、作業範囲、試験範囲、責任分界、実施時期及び費用負担を事前に協議し、書面により定めるものとする。

(4) サービス提供時間

サービス提供時間は、原則として 24 時間とする。ただし、金融機関、インターネット口座振替受付ゲートウェイサービス、受託者のシステムその他本サービスの提供に必要なシステムのメンテナンス時間を除く。

受託者は、計画的なシステムメンテナンス等によりサービスを停止する場合は、原則として停止予定日の 30 日前までに、本県に対して停止日時、停止理由、影響範囲及び申込者への周知方法を報告すること。

なお、計画停止については、教育庁財務課及び総務部税務課双方に報告することとし、本県の運用に重大な影響を及ぼす場合は、停止日時を含め代替案を提示し協議すること。

緊急のメンテナンス又は障害対応によりやむを得ずサービスを停止する場合は、受託者は速やかに本県へ報告し、復旧見込み、影響範囲及び対応状況を随時報告すること。

申込受付サイト又は管理画面を停止する場合は、対象納付金ごとの申込受付、登録結果確認、CSV 等のデータ出力その他各機能の利用可否及び代替手段を明示すること。管理画面のみを停止する場合も同様とする。

(5) 申込見込件数

本業務における年間の申込見込件数は、合計 11,520 件（内訳：教育庁対象納付金 11,000 件、県税対象納付金 520 件）を想定し、その大部分が 3 月に集中する見込みである。従量手数料の予定件数は、これに基づき募集要領に定める。

将来、対象納付金、利用所属、利用者区分又は取扱金融機関を追加する場合に備え、標準的な設定変更で対応可能な範囲、個別開発が必要となる範囲、概算期間及び費用の考え方を企画提案書に記載すること。

(6) 登録結果データの還元

受託者は、申込受付サイトを通じて受け付けた口座振替申込について、対象金融機関への照会等の結果を、本県が指定する形式により登録結果データとして還元すること。

登録結果データには、対象納付金の区分、申込受付日時、申込者を識別する情報、対象納付金

を特定する情報、金融機関情報、口座情報、登録結果、エラー内容その他本県が指定する項目を含めること。

登録結果データのファイル形式（CSV 形式等）、ファイルレイアウト、文字コード、改行コード、ファイル名、出力単位、還元方法、還元期限及び暗号化方法については、別途本県と協議すること。

登録結果データには、処理単位を一意に識別できる情報を付与し、本県が受領済みのデータを再度取り込むことを防止できること。

還元処理に失敗し、又は一部のデータのみが還元された場合は、受託者は速やかに本県へ報告し、対象範囲を特定した上で再送すること。再送データは、初回送信データとの関係及び再送理由を識別できること。

県税対象納付金については、登録結果データを人が他のシステムに画面入力する必要があることから、登録結果データを人が可読可能（手書きの口座振込依頼書と同等）とするツールを提供すること。

7 機能要件

受託者は、別紙 2「機能要件一覧」に定める要件を満たすこと。

別紙 2 に示す要件は最低限必要な機能を示すものであり、本仕様を満たした上で、申込者の利便性、本県職員の操作性、誤処理防止又は運用効率化につながる機能提案を歓迎する。ただし、提案機能の利用条件、制約、標準機能又は追加機能の区分及び費用を明示すること。

なお、本業務の調達範囲は、対象納付金に係る Web 口座振替受付サービスの導入及び運用であって、口座振替請求データの作成、金融機関への口座振替請求、収納代行、口座振替結果データの受領及び収納金の振替に係る業務は、本業務の対象外とする。ただし、Web 口座振替受付サービスにより登録された口座振替申込情報及び登録結果データを本県が指定する形式で還元する機能は、本業務の対象に含むものとする。

本仕様書で「提案を歓迎する」「提案できる」と記載する事項は、募集要領別表の評価対象であり、提案の有無、内容の具体性、実現性及び費用条件を評価する。提案しないことをもって直ちに失格とはしないが、評価点に反映される。

8 非機能要件

受託者は、別紙 3「非機能要件一覧」に定める可用性、性能・拡張性、運用・保守性、セキュリティ、データ管理その他の非機能要件を満たすこと。

特に、申込者が利用する申込受付サイトについては、受付期間中のアクセス集中を考慮し、安定的に利用できる性能及び可用性を確保すること。

また、個人情報及び口座情報を取り扱うことから、通信経路及び蓄積データの暗号化、アクセス制御、ログ管理、不正アクセス対策、脆弱性対策、バックアップ、障害時復旧等について、十分な対策を講じること。

受託者は、サービスを提供するクラウド又はデータセンターの構成、提供リージョン、冗長化、障害検知、監視、バックアップ、復旧及び大規模災害時の継続方法並びに外部サービスを含む責任分界を、機密性に配慮した範囲で企画提案書に記載すること。

バックアップについては、取得処理の成否を監視し、失敗時に再取得その他必要な措置を講じること。年 1 回以上、バックアップからの復元試験及び災害復旧手順の確認を実施し、その結果を本県に報告すること。

受託者は、次の各シナリオについて、影響範囲、申込者・本県への周知方法、代替運用及び復旧手順を企画提案書に記載すること。（ア）教育庁対象納付金のみ受付停止 （イ）県税対象納付金のみ受付停止 （ウ）金融機関側の障害・メンテナンス （エ）インターネット口座振替受付ゲートウ

エイサービスの停止（オ）クラウド又はデータセンターの大規模障害（カ）ランサムウェア等のセキュリティ侵害。あわせて、一方の対象納付金に係る停止が他方に波及しない設計上の根拠を示すこと。

【管理画面の標準的な権限区分】

利用者区分	閲覧範囲	検索・照会	CSV等出力	受付・設定変更	利用者・権限管理
教育庁財務課	教育庁対象納付金全体	○	○	○	○
各学校	自校分のみ	○	○	×	×
総務部税務課	県税対象納付金全体	○	○	○	○
運用保守担当者	本県が承認した範囲	必要な範囲	原則×	承認を得た範囲	原則×

対応対象とする主要なOS及びブラウザについて、バージョンアップ及びセキュリティ更新への追従方針を定め、年1回以上又は主要バージョンの変更時に互換性を確認すること。

申込受付サイトは、少なくとも以下の利用環境に対応すること。

【パソコン】

- ・Windows 10 及び Windows 11（Microsoft によるサポート期間内のもの）
- ・Microsoft Edge（最新版及び直前版）
- ・Google Chrome（最新版及び直前版）
- ・Safari（最新版及び直前版）

【スマートフォン・タブレット】

- ・iOS（最新版及び1世代前）＋Safari
- ・Android（最新版及び1世代前）＋Google Chrome

管理画面については、少なくとも Windows11 上の Microsoft Edge 及び Google Chrome で利用可能であること。

利用に影響する事象を確認した場合は、対応方針及び回避策を本県へ報告すること。

申込受付サイトは、申込者による利用を想定し繁忙時間帯において同時 500 アクセスを処理できることを目安とし、想定件数及び利用形態を踏まえた性能試験を実施すること。ただし、受託者が異なる合理的な性能設計を提案する場合は、その根拠及び試験方法を示すこと。

9 サービスレベル（SLA）

受託者は、次の各項目についてサービスレベルを設定し、巻末「サービスレベル設定基準」及び契約で定める水準を満たすこと。

- ① サービス稼働率
- ② 障害発生時の初動対応時間
- ③ 障害発生時の初報時間
- ④ RT0（目標復旧時間）
- ⑤ オンラインレスポンスタイム
- ⑥ 計画停止の事前通知期限
- ⑦ 問い合わせ対応時間
- ⑧ 定期報告の実施頻度
- ⑨ セキュリティインシデント発生時の初報時間
- ⑩ 登録結果データの還元期限

⑪ 障害の重大度区分及び重大度ごとの対応時間

⑫ 監査ログの保存期間

SLA の達成状況を継続的に確認し、未達又は改善余地がある場合は是正、再発防止及びサービス品質向上提案の手順を、運用開始前までに定めること。

10 運用・保守

(1) 運用・保守体制

ア 受託者は、本サービスの運用・保守において発生する障害、問い合わせ、設定変更、金融機関対応、セキュリティインシデントその他の問題に対して、責任を持って対応できる体制を整備すること。

イ 受託者は、申込者及び本県職員からの操作、申込状況、登録結果データ、障害等に関する問い合わせ等に対応できる体制を整備すること。希望する対応時間及び連絡方法は、次のとおりとする。なお、より効果的又は効率的な体制を提案することは妨げない。

(ア) 電話での問い合わせ：平日午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) メールでの問い合わせ：常時受付

ウ 受託者は、通常及び緊急時の連絡先、連絡方法、連絡順位、責任者及び代替連絡先を記載した運用・保守体制表を本県に提出すること。

エ 運用・保守体制表には、教育庁財務課、各学校、総務部税務課、受託者、クラウド事業者、金融機関及びゲートウェイ事業者等の役割、連絡経路、一次切り分け、判断権限及びエスカレーション先を示すこと。

オ 受託者は、教育庁財務課、各学校、総務部税務課、受託者、クラウド事業者、金融機関及びゲートウェイ事業者の役割分担を RACI（実行責任 R／説明責任 A／協議 C／報告 I）形式で整理した役割分担表を、別紙又は運用設計書例として提出すること。役割分担表は、障害対応、設定変更、金融機関追加、セキュリティインシデント及び計画停止の各業務類型ごとに示すこと。

(2) 運用・保守実施内容

ア 問い合わせ対応

受託者は、申込者及び本県職員からの本サービスの運用に関する問い合わせに対して、速やかに回答を行うこと。また、問い合わせ内容を一元的に管理し、問い合わせ件数、主な内容、対応状況、未解決事項、改善要望事項等を本県に報告すること。

問い合わせ窓口は、申込者、各学校、教育庁財務課及び総務部税務課からの問い合わせを区分して受け付け、問い合わせ元、対象納付金、事象区分、対応状況及び回答内容を記録すること。受託者、本県及び金融機関その他関係者の責任分界並びにエスカレーション手順を運用開始前までに定めること。

個別の賦課内容、納付義務、学校徴収金等の内容その他本県が回答すべき問い合わせについては、本県の所管窓口へ案内すること。システム操作、画面表示、金融機関接続、登録結果及び障害に関する問い合わせは、受託者が一次切り分けを行うこと。

イ 障害対応

受託者は、障害その他緊急で対応すべき事象が発生した場合は、速やかに対応すること。受託者は、障害等緊急時の対応手順、連絡体制、切り分け方法、暫定対応、復旧対応、報告方法及び再発防止策の検討方法を予め定め、本県に提示すること。

重大障害が発生した場合は、必要に応じて対策会議等を開催し、障害の発生日時、影響範囲、原因、対応経過、復旧日時、再発防止策等を取りまとめ、本県に報告すること。

システムにおいて、ウイルス感染、不正アクセス、情報漏えい、情報改ざんその他情報セキュ

リティに関する事案が発生した場合は、直ちに本県に報告し、原因究明、影響調査、被害拡大防止、復旧及び再発防止策等を実施すること。

障害は、次の重大度を基本として分類し、詳細は SLA で定めること。P1 はサービス全体の停止、情報漏えいその他業務又は県民への影響が極めて大きい事象、P2 は一部機能又は一部対象納付金を利用できない事象、P3 は回避手段があり業務継続が可能な軽微な事象とする。

P1 は検知後 30 分以内に電話及びメールで初報し直ちに対応を開始すること、P2 は検知後 2 時間以内に電話及びメールで初報し速やかに対応を開始すること、P3 はメールで原則として翌営業日までに受付及び対応方針を回答することを目安とし、具体的な時間は SLA で定めること。

ウ システム保守

受託者は、本サービスの正常な動作を確保するために必要な一切の保守業務を実施すること。受託者は、本サービスに関連するソフトウェア、ミドルウェア、クラウドサービス等について、修正モジュール、セキュリティパッチ、バージョンアップ等が提供された場合は、適用の必要性及び影響を判断し、本県へ報告すること。

保守の対象は、少なくとも障害対応、問い合わせ対応、設定変更、監視、バックアップ確認、セキュリティパッチ、軽微な画面・文言変更、金融機関の名称変更等とする。受託者は、標準保守に含む作業、件数又は工数の上限、対象外作業、追加費用が発生する条件及び単価又は算定方法を企画提案書及び見積書に明示すること。

修正モジュール、セキュリティパッチ、バージョンアップ等を適用する場合は、事前に本県の承認を得た上で実施すること。ただし、緊急性が高く、速やかな対応が必要な場合は、対応後速やかに本県へ報告すること。

対応 OS 及びブラウザの更新状況を継続的に把握し、年 1 回以上又は主要バージョンの変更時に動作確認を実施すること。動作保証対象の変更を行う場合は、本県と協議し、申込者への周知期間を確保すること。

エ 変更管理

対象納付金、受付期間、画面表示、入力項目、データ形式、権限、金融機関その他サービス設定を変更する場合は、変更内容、理由、影響範囲、試験方法、実施日時、切戻し方法及び承認者を記載した変更申請又はこれに相当する記録を作成すること。

教育庁対象納付金のみに影響する変更は教育庁財務課、県税対象納付金のみに影響する変更は総務部税務課の承認を要するものとし、共通基盤、共通画面、セキュリティ、サービス停止その他双方に影響する変更は、教育庁財務課及び総務部税務課双方の承認を得ること。

オ ドキュメント管理

受託者は、システム運用・保守に係る各種技術資料、設定資料、運用手順書、障害対応手順書、操作説明書、管理者向けマニュアル、申込者向け案内資料その他必要なドキュメントを整備し、必要に応じて改定し、常に最新の状態を保つこと。

受託者は、本県との打ち合わせ等を行った場合は議事録を作成し、本県の承認を得ること。

カ 定期報告の実施

受託者は、システム運用・保守業務を適正に実施するため、「年次運用・保守実施報告書」を 3 月末日までに作成し、本県に提出し承認を受けること。

また、受付期間中又は受付期間終了後、本県が必要と認める場合は、処理件数、障害対応状況、問い合わせ状況、SLA 達成状況、登録結果データの還元状況その他必要な事項について、臨時報告を行うこと。

キ 分析及び改善提案

受託者は、対象納付金別、利用所属別、金融機関別、端末区分別等の利用件数、申込完了

率、離脱又はエラーの発生状況、問い合わせ傾向その他取得可能な情報を用い、個人を特定しない形で利用状況を整理できること。標準機能で提供可能な分析項目、出力方法及び追加費用の有無を示すとともに、受付期間終了後又は定期報告時に、操作改善、エラー低減、問い合わせ削減その他サービス品質向上に資する提案を行うこと。

11 業務の完了報告

- (1) 受託者は、サービス実装後、直ちにサービス実装報告書、操作マニュアル、管理者向けマニュアル、設定内容一覧、試験結果報告書その他本県が指定する成果品を、本県に提出すること。
- (2) 本県は、受託者からの前項の成果品の提出があった後、速やかに検査を実施し、その結果を受託者に通知する。
- (3) 受託者は、サービス運用後の各月末日を締日として、対象納付金ごとの月間処理件数、登録結果、エラー件数、問い合わせ件数、障害発生状況その他本県が指定する事項を取りまとめ、業務完了報告書を提出すること。
- (4) 受付期間が特定の期間に集中する対象納付金については、本県が必要と認める場合、受付期間終了後速やかに処理結果報告書を提出すること。

12 委託料の支払い

本県は、業務の対価として、本契約で別途定める委託料を、受託者からの適法な請求に基づき支払う。

なお、委託料の内訳、支払時期、支払条件、月間処理件数又は申込件数に応じた従量課金の有無その他支払いに関する事項は、契約書に定めるものとする。

13 報告及び検査

- (1) 本県は、必要があると認めるときは、受託者に対して、業務履行状況、申込受付状況、障害対応状況、情報セキュリティ対策の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- (2) 本県は、必要があると認めるときは、受託者に対して、本業務に係る関係書類、ログ、管理台帳、試験結果、設定資料その他必要な資料の提出を求め、検査を行うことができる。
- (3) 本県は、前項の報告及び検査により受託者の業務履行が不適当と認めたときは、その是正を求めることができるものとし、受託者は、本県から是正を求められたときは、誠意をもってこれに対処し、書面によりその処理結果を本県に報告するものとする。
- (4) 本県は、必要があると認めるときは、受託者に対し、財務諸表等により、経営状況の報告を求めることができる。

14 事務の引継ぎ

受託者は、本契約の契約期間が満了したとき、又は本契約が解除されたときは、直ちに口座振替受付サービスに登録されているデータ、申込受付履歴、登録結果データ、操作ログ、設定情報その他本県が指定する情報を、本県が指定する形式により本県に引き継ぐものとする。引継ぎ対象データの項目、形式、文字コード、データ辞書、抽出方法及び提供時期は、運用開始前までに本県と協議し、移行可能な状態で整理すること。

受託者は、前項の引継ぎ完了後、本県の指示に従い、受託者の管理する環境内に保存された本業務に係るデータを復元困難な方法により削除し、その結果を証する書面を本県に提出すること。

受託者は、後任事業者又は本県が本サービスの継続運用又は代替サービスへの移行を円滑に行えるよう、必要な資料提供、説明、質疑対応その他の引継ぎ支援を行うこと。

受託者は、特定の製品又は受託者固有の形式に過度に依存しない方法でデータ及び設定情報を提供し、次期システムへの移行に必要な支援内容、標準保守に含まれる範囲、追加費用が生じる範囲

及び費用算定方法を企画提案書に記載すること。

15 再委託等の禁止

受託者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。

ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制、責任者、情報セキュリティ対策、個人情報取扱いその他本県が必要と認める事項を明記の上、事前に書面により本県へ提出し、本県から書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

受託者は、再委託を行う場合であっても、再委託先に対して本仕様書、契約書、個人情報取扱特記事項、情報セキュリティ関連業務特記事項その他本業務に適用される全ての条件を遵守させなければならない。

再委託先の行為については、受託者が一切の責任を負うものとする。

16 権利の譲渡等の禁止

本県及び受託者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、この契約上の地位及びこの契約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

17 知的財産等の帰属等

- (1) 本業務において受託者が従前から保有していた著作物、汎用的なプログラム、パッケージソフトウェア、クラウドサービス、第三者が権利を有するソフトウェアその他既存の著作物に係る著作権その他の知的財産権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。
- (2) 受託者は、本県が本業務の目的の範囲内で本サービス及び納入成果物を利用するために必要な使用权を、本県に許諾するものとする。
- (3) 本業務において新たに作成され、本県に納入されるマニュアル、設計資料、設定資料、報告書その他の成果物について、本県が本業務の目的の範囲内で利用、複製、改変及び社内共有を行うことを、受託者は妨げないものとする。
- (4) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれている場合、受託者は、当該著作物等の使用に関して必要な許諾を得ること。

18 機密保護・個人情報保護

受託者は、以下のとおり機密を保持し、本業務を履行する上で知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- (1) 本県が提供する資料は、原則として貸与とし、業務終了後又は本県の求めがあった場合は、速やかに返却又は本県の指示に従い廃棄すること。
- (2) 本県の提供情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に本県と協議の上、本県の承認を得ること。
- (3) 本業務の開始前に、再委託先を含めた受託者側の情報セキュリティ管理体制及び個人情報保護体制を策定し、本県の承認を得た上で、管理を実施すること。
- (4) 受託者は、申込者の氏名、住所、生年月日、連絡先、対象納付金を特定する情報、金融機関情報、口座情報その他本業務において取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法令、条例、契約書、個人情報取扱特記事項及び本仕様書に従い、適切に取り扱うこと。
- (5) 受託者は、本業務で取り扱う個人情報を、本業務の目的以外に利用してはならない。

19 情報セキュリティに関する受託者の責任

- (1) 受託者は、別記1「個人情報取扱特記事項」、別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」、受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整

備するとともに、情報漏えい、情報改ざん、情報消失、不正アクセスその他の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において本業務に係る作業を実施するものとする。

(2) 受託者は、本業務に係る作業を実施する全ての関係者に対し、私物コンピュータ及び私物記録媒体に本県に関する情報を保存すること並びに本業務に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止するものとし、そのための対策について本県の承認を受けた上で実施する。

(3) 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、本県に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は、履行状況について、本県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。

(4) 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、本県が改善を求めた場合には、本県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

(5) 受託者は、本業務に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに本県へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。

ア 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、本県の承認を得た上で実施すること。

イ 発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応策等について、報告書を作成し、本県に提出して承認を得ること。

ウ 再発防止策を立案し、本県の承認を得た上で実施すること。

エ 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、本県の指示に基づく措置を取ること。

20 受託者の責務

(1) 受託者は、本業務の履行に当たり、本県の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。

(2) 受託者は、本業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、その履行上当然必要なものについては、受託者の責任において対応すること。

(3) 受託者は、契約書及び仕様書に明示されている全ての業務に対し、いかなる場合においても本県に別途費用を請求することはできない。ただし、本県の要求仕様の変更による追加費用については、別途協議を行うものとする。

(4) 受託者は、本サービスの運用に当たり、申込者の利便性、本県職員の事務負担軽減、情報セキュリティの確保及び安定運用に十分配慮すること。

(5) 受託者は、本仕様書に定める要件を満たすことを前提として、デジタル技術の活用による申込者の利便性向上、本県職員の事務効率化、問い合わせ削減、データ活用、将来展開その他の DX 提案又は自由提案を行うことができる。提案には、期待効果、実現条件、導入時期、費用、リスク及び標準機能との関係を記載すること。

21 第三者の権利侵害

(1) 本県に引き渡された納入成果物等の全部又は一部につき、本県が当該納入成果物等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、特許権、商標権その他の知的財産権を侵害している旨の主張がなされ、本県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は、本県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。

(2) 前項の場合において、当該紛争の原因が専ら本県の責めに帰すべき場合を除き、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払を含む紛争処理費用を負担するものとする。

(3) 納入成果物の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、本

県及び受託者で協議の上、受託者は次のいずれかの措置を取るものとする。

ア 納入成果物を侵害のないものに改編すること。

イ 本県が納入成果物を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

(4) 本項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

22 契約不適合責任

- (1) 本サービスの稼働開始後1年の間に、正当な理由なく、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合又は設計、設定、構築その他受託者の責めに帰すべき理由による不良若しくは不具合が判明した場合において、本県が改良又は修補を請求したときは、受託者は、本県と協議の上、無償で改良又は修補を行うこと。
- (2) 前項の場合において、受託者は、不具合の原因、影響範囲、対応内容、再発防止策及び対応結果を記載した報告書を本県に提出すること。
- (3) 受託者は、本サービスを運用する上で必要な情報の提供に努め、本県からの障害発生時の情報開示請求その他の問い合わせ又は助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (4) 受託者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。

23 仕様書の変更等

本県及び受託者において、本契約業務の内容、対象納付金、受付期間、対象金融機関、登録結果データの形式、処理方法その他本業務の実施に必要な事項を変更する必要があるときは、事前に本県及び受託者で協議し、影響を受ける所属の承認を得た上で、書面によりこれを定めるものとする。共通基盤、共通画面、セキュリティ、サービス停止その他教育庁対象納付金及び県税対象納付金の双方に影響する変更は、教育庁財務課及び総務部税務課双方の承認を要するものとする。

24 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、本県及び受託者が協議の上決定するものとする。

サービスレベル設定基準

本システムのサービスレベルの設定項目及び基準を以下に示す（本文 9 の①～⑫に対応）。ただし、回線状況に起因する S L A 未達成は契約不履行の対象外とする。

項目	規定内容	内容	目標値
可用性	サービス稼働率【①】	年間のシステム稼働率 ※システム保守のため事前連絡を行ったうえで稼働停止した時間は除く	99.5%
	RT0（目標復旧時間）【④】	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際のシステム復旧までの時間	12 時間
	RLO（目標復旧レベル）【④】	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際のシステム復旧の範囲	全機能の復旧
	障害重大度別対応時間【②③⑪】	障害の重大度区分（P1／P2／P3）ごとの初動対応及び初報の時間	P1：検知後 30 分以内に初報 P2：検知後 2 時間以内に初報 P3：翌営業日までに受付・方針回答 （詳細は本文 10(2)イ及び SLA で定める）
	計画停止予定通知【⑥】	計画停止に関する事前通知	30 日前
性能・拡張性	通常時オンラインレスポンスタイム【⑤】	通常業務時のオンラインレスポンスタイム	3 秒以内
	アクセス集中時オンラインレスポンスタイム【⑤】	業務繁忙等によるアクセス集中時のオンラインレスポンスタイム	5 秒以内
	同時アクセス性能【⑤】	受付期間中の集中を想定した性能試験	同時 500 アクセスを目安
運用・保守	問い合わせ対応時間【⑦】	システム担当職員からの操作等に係る問い合わせ（電話）の受付時間	平日 9 時～17 時
	定期報告【⑧】	報告は年 1 回以上実施し、障害、問い合わせ、SLA、利用状況及びサービス品質向上提案を含む	年 1 回以上
	登録結果データの還元期限【⑩】	登録結果データの作成及び還元の期限	原則として翌日まで
セキュリティ	セキュリティインシデント発生時の初報時間【⑨】	情報漏えい、不正アクセス、マルウェア感染その他のセキュリティインシデント発生時の初報時間	検知後 30 分以内
	認証ログ及び監査ログ【⑫】	認証ログ（ログイン・ログアウト履歴、認証成功・失敗履歴）及び監査ログ（検索、閲覧、登録、更新、削除、ダウンロード、設定変更等の重要操作履歴）を取得し、改ざん防止措置を講じて保存する。	1 年間以上

別紙２「機能要件一覧」

項番	大分類	中分類	小分類	要求項目	区分
1	共通	認証		本県の職員は、ID・パスワードによる認証に加え、自治体ネットワークからのアクセスに限定するIPアドレス制限を実施し、セキュリティを確保すること。	必須
2		権限設定		本県の職員は、利用者ごとにアカウントを割り当てられ、利用者（システム管理者、システム利用者）毎に利用可能な処理機能のメニューを設定できること。システム利用者は所属する学校以外の情報には接続できないこと。	必須
3		操作性	全般	基本操作及び画面のイメージが統一され、利用者の操作が容易であること	必須
4			エラーメッセージ	入力画面で適切な入力補完及びエラーチェックを行い、申込者が正しく入力できること。申込者の入力誤り項目があった場合、メッセージが表示されること	必須
5			必須項目メッセージ	申込者の必須項目は視覚的に認識しやすい画面表示とし、必須項目が未入力の場合、メッセージが表示されること	必須
6			コピー＆ペースト機能	画面上でコピー＆ペースト機能が使用できること	必須
7			氏名の文字数制限	氏名の文字数制限は一般的な文字数を想定したうえで、なお余裕を持った制限数とすること	必須
8			タイムアウト	一定時間処理が発生しない場合に、ログイン情報を解除し、再度ログインさせる機能を設けること。	必須
9			日付入力	日付はカレンダー入力ができること	必須
10		障害対応	受付停止制御	障害により申込情報の正常な登録又は対象金融機関との連携処理が保証できない場合は、新規受付を停止し、二重登録、データ欠損又はデータ不整合が発生しないよう制御できること。	必須
11			処理状態管理	障害発生時に処理中であった申込データの処理状況を識別でき、復旧後に再処理又は取消しの可否を判断できること。	必須
12			障害報告	障害発生時は本県へ速やかに報告し、影響範囲、暫定対応、復旧見込み及び対応状況を共有できること。	必須
13		管理者機能	管理者権限	システム利用者とその権限の登録・変更・削除を随時行うことができること。システム利用者のID/パスワードの管理、初期化ができること。	必須
14				本県の利用者のログイン、ログアウト、検索、閲覧、ダウンロード、データ出力、設定変更その他重要な操作に係るログを取得し、本県の要求に応じて利用者ID及び操作履歴を特定できること。ログには改ざん防止措置を講じること。ログの保存期間は1年間以上とし、保存期間中は検索及び参照が可能であること。また、データバックアップ及び障害復旧に対応できること。	必須
15		ユーザ機能	パスワード更新	利用者が任意にパスワード変更できること。また、漏えいの疑い又は管理者が必要と判断した場合に変更を強制できること。	必須
16		申込	対応可能機器	申込者のパソコン、スマートフォン、タブレット端末から新たなソフトウェアをインストールすることなくサービスを利用できること。	必須
17			アクセス方法	申込者が新潟県ホームページ上のリンクから登録画面にアクセスできること。	必須
18	教育庁	口座情報等	登録項目	申込者が学校名、課程区分、受験番号、入学年度、生徒氏名（漢字・カナ）、口座名義人氏名（漢字・カナ）、口座名義人郵便番号、口座名義人住所（番地、アパート・マンション名）、口座名義人電話番号、口座名義人携帯電話番号、口座名義人メールアドレス（入力、再入力）等の必要な情報を入力できること。なお、項目は初期構築中に増減する可能性があり、最終的な入力項目は本県財務課と協議すること。	必須
19				入力項目及び対象金融機関等の追加及び編集等が容易にできるようにすること。	必須
20			登録情報の還元	登録された情報を学校毎に還元すること。	必須
21				還元専用サイト等にアクセスして登録情報を還元する場合、学校（利用者）ごとにアカウントが割り振られ、他所属の登録情報を確認・ダウンロードができない仕組みとすること。	必須
22			システム連携	還元される情報は、本県の授業料等収納管理システムの依頼者情報に紐づけることが可能な形でデータ提供を行うこと。	必須
23	県税	申込	アクセス方法	県税対象納付金（自動車税及び個人事業税）の申込者が、新潟県ホームページ上のリンク又は納税通知書等に記載するURL・二次元コードから、口座振替の登録画面にアクセスできること。	必須
24			税目識別	申込を税目（自動車税・個人事業税）ごとに識別し、利用規約、入力項目、受付期間及び完了画面等を表示・制御できること。また、本県が運用する各種システムとのデータ連携に対応できるよう、ファイル形式、ファイルレイアウト等の仕様については、本県と協議の上決定すること。	必須
25		口座情報等	登録項目	申込者が、税目、納税義務者の氏名（漢字・カナ）、宛番号（又は納税者を特定する番号）、自動車税にあっては自動車登録番号（車両を特定する情報）、口座名義人氏名（漢字・カナ）、口座名義人郵便番号、口座名義人住所（番地、アパート・マンション名）、口座名義人電話番号、携帯電話番号、メールアドレス（入力、再入力）等、県税の口座振替に必要な情報を入力できること。なお、税目ごとの入力項目は初期構築中に増減する可能性があり、最終的な入力項目は本県財務課と協議すること。	必須
26			口座実存確認	申込時に、対象金融機関（金融機関が指定するインターネット口座振替受付ゲートウェイサービス等）への照会により、該当口座の実存を確認できること。実存が確認できない場合は、申込者本人に画面又はメールでエラーを通知できること。（口座振替請求データの作成、金融機関への口座振替請求、収納代行等の業務は含まない。）	必須
27			登録成否通知	口座登録処理の成否を、申込者本人に登録時の画面又はメールで通知できること。また、申込者が申込後の後日に申込結果を確認できること。	必須
28		登録情報の還元	還元単位	登録された県税の口座振替登録結果データを、本県が指定する税目、所属、取込単位その他の管理単位ごとに確認・抽出し、CSV形式等で出力できること。また、本県が運用する税務オンラインシステムとのデータ連携に対応できるよう、ファイル形式、ファイルレイアウト等の仕様については、本県と協議の上決定すること。	必須
29			検索	本県財務課職員が、登録年月日、金融機関名、納税義務者氏名、宛番号、口座番号等を検索キーとして、登録データを容易な操作で抽出し、管理画面上で確認できること。	必須
30		システム連携	収納管理システム連携	還元される県税の登録結果データを、本県の県税に係る収納管理システム（自動車税・個人事業税の依頼者情報を管理するシステム）の依頼者情報に紐づけ可能な形式で提供できること。連携方法、時期及びレイアウト（手書き口座振替申込書と同等な人が可読できる帳票を含む）は、契約後に本県財務課と協議すること。	必須
31		権限・受付制御	所属別アクセス制御	県税対象納付金について、税目ごとに権限を設定し、権限を有しない税目の登録情報を確認・ダウンロードできない仕組みとすること。	必須

別紙3「非機能要件一覧」

項番	大分類	中分類	小分類	要求項目	区分
1	可用性	継続性	運用スケジュール	運用時間は、24時間運用を前提とし、日次メンテナンスを必要とする場合はその条件を示すこと。	必須
2				計画停止は、事前（遅くとも30日前）通知のうえ行うこと。 なお、計画停止については、教育庁財務課及び総務部税務課双方に報告することとし、本県の運用に重大な影響を及ぼす場合は、停止日時を含め代替案を提示し協議すること。	必須
3		目標復旧水準（業務停止時）	RP0（目標復旧地点）	平常時に業務停止を伴う障害が発生した際には障害発生時点（日次バックアップ及び一時保存データからの復旧）までのデータ復旧を目標とすること。	必須
4			RT0（目標復旧時間）	平常時に業務停止を伴う障害が発生した際には、24時間以内でのシステム復旧を目標とすること。	必須
5			RL0（目標復旧レベル）	平常時に業務停止を伴う障害が発生した際には、全システム機能の復旧を実施すること。	必須
6		目標復旧水準（大規模災害時）	システム再開目標	大規模災害時、システムに甚大な被害が生じた場合、システムは一ヶ月以内に再開することを目指すこと。	必須
7		稼働率	稼働率	年間のシステム稼働率は、99.5%以上を目標とすること。	必須
8		災害対策	システム再開目標	大規模災害時、同一の構成でシステムを再構築すること。	必須
9		外部保管データ	保管場所分散度	大規模災害時の業務継続性を担保するため、遠隔地にシステムのプログラム・データを外部保管すること。（同等以上の災害対策の提案をもって代えることができる。）	必須
10		災害対策	災害復旧訓練	災害復旧手順の確認又は訓練を年1回以上実施すること。	必須
11	性能・拡張性	業務処理量	通常時の業務量	本県職員におけるシステムの利用は、250人までのユーザーが利用できるようにすること。	必須
12				本県職員が利用する管理画面について、250件までの同時アクセスが可能であること。	必須
13				申込者の同時データ処理量について、仕様書6(5)の申込（見込）件数を想定すること。	必須
14			業務量増大度	システムのユーザー数は、1.2倍の増大率に対応すること。	必須
15				システムの同時アクセス数は、1.2倍の増大率に対応すること。	必須
16				システムのデータ量は、2倍の増大率に対応すること。	必須
17				システムのオンラインリクエスト件数は、1.2倍の増大率に対応すること。	必須
18				システムのバッチ処理件数は、1.2倍の増大率に対応すること。	必須
19			保管期間	業務データのバックアップは日次で取得し、6カ月間保管すること。日次バックアップは7世代以上保持し、障害発生時に復旧できること。	必須
20		性能目標値	オンラインレスポンス	通常時のオンラインレスポンスタイムは、3秒以内を目標とすること。	必須
21				アクセス集中時のオンラインレスポンスタイムは、5秒以内を目標とすること。	必須
22			バッチレスポンス（ターンアラウンドタイム）	通常時のバッチレスポンスタイムは、再実行の余裕が確保できることを目標とすること。	必須
23				アクセス集中時のバッチレスポンスタイムは、再実行の余裕が確保できることを目標とすること。	必須
24		リソース拡張性	CPU拡張性	システムのCPU利用率は、概ね20%以上50%未満で運用されること。	必須
25			メモリ拡張性	システムのメモリ利用率は、概ね20%以上50%未満で運用されること。	必須
26			ディスク拡張性	システムのディスク利用率は、概ね20%以上50%未満で運用されること。	必須
27			バックアップ	データ復旧の際、外部データはデータ復旧に利用できないものとする。	必須
28				データ復旧の際、バックアップ保存期間内について、本県が指定する日時の業務データへ復元できること。	必須
29				バックアップの取得間隔は、日次取得とすること。	必須
30			運用監視	システムにおけるソフトウェア・ハードウェアに対し、死活監視に加えてエラー監視（トレース情報を含む）を行うこと。	必須
31				OS・ソフトウェア等のバッチについては、緊急性の高いバッチのみ即時に適用し、それ以外は障害対応時等適切なタイミングで適用を行うこと。	必須
32		運用環境	試験用環境の設置	システムの試験用環境については、専用の試験用環境を設置すること。	必須
33			マニュアル準備レベル	運用マニュアルについては、システムの通常運用のマニュアルを提供すること。	必須
34		サポート体制	保守契約（ソフトウェア）	ソフトウェア保守については、アップデートをベンダーが実施すること。	必須
35		その他の運用管理方針	品質保証	情報システムの構築において、発注者が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。	必須
36			クラウドサービス品質	提供するサービスの品質維持や情報セキュリティに関する役割及び責任の分担について、SLA合意書の締結及びSLMによる継続的・定期的に検証を行い、品質の維持及び改善を行うこと。	必須
37	セキュリティ	バックアップ	復元試験	バックアップからの復元試験を年1回以上実施すること。	必須
38		前提条件・制約条件	情報セキュリティに関するコンプライアンス	新潟県情報セキュリティポリシーを順守すること。	必須
39		セキュリティリスク分析	セキュリティリスク分析	システム開発において、セキュリティリスク分析を実施する範囲は、重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは外接部分とする。	必須
40		セキュリティ診断	セキュリティ診断	WebサーバやWebアプリケーションに対するセキュリティ診断を年1回以上実施すること。	必須
41		セキュリティリスク管理	ウイルス定義ファイル適用	ウイルス定義ファイルは、最新の状態を維持すること。	必須
42		アクセス・利用制限	認証機能	認証機能は利用者区分ごとに実装すること。自治体職員はID・パスワード認証及びIPアドレス制限（自治体ネットワークのみ利用可）を行うこと。県民・利用者はメールリンク方式による認証とし、2段階認証に対応できること。	必須
43				主体認証の不正試行を防止するための対策を実施すること。	必須
44			利用制限	認証された主体のシステムへの操作については、必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみを許可とすること。	必須
45		データの秘匿	データ暗号化	伝送データはすべて、TLS1.2以上の方式により暗号化すること。	必須
46				蓄積データはすべて、CRYPTREC記載の暗号化方式により暗号化すること。	必須
47			データ消去	クラウドサービスの利用終了時に、暗号鍵の抹消によるデータの暗号化消去（Cryptographic Erase）を行い、暗号化/鍵消去ログ等により消去の実施記録を証拠として提出すること。（同等の安全性が確保される消去方法及び証拠の提案をもって代えることができる。）	必須
48		不正追跡・監視	不正監視	不正検知に必要なログ（ログイン/ログアウト履歴（成功/失敗）、操作ログ、セキュリティ機器の検知ログ、データベースログ、アプリケーションログ等）を取得すること。監査ログ、アクセスログ及び操作ログは1年間に以上保存し、保存期間中は検索及び参照が可能であること。また、ログには改ざん防止措置を講じること。	必須
49				認証ログ、監査ログ、システムログ及びセキュリティログについて、重要度が高い資産を取り扱う範囲及び外部接続部分を対象として監視及び分析を行えること。異常な認証試行、不正操作、不正アクセス及びシステム障害を検知できること。	必須
50		web対策	web実装対策	セキュアコーディング、Webサーバの設定等については、対策の強化を実施すること。	必須
51				ドメイン名については、外部DNSによるドメイン名を取得すること。	必須
52				WAFなどのWebアプリケーションにおける攻撃対策を導入すること。	必須
53		クラウドサービス		クラウドサービスについて、ISO/IEC27017認証、ISMAP登録又はSOC2報告書取得のいずれかを満たすこと。	必須

項番	大分類	中分類	小分類	要求項目	区分
54		データセンター	設置場所	当該クラウドサービスで利用するデータセンターの設置場所が、国内であり、日本の裁判管轄、法令が適用されること。 ただし、システムの可用性、データの保存性、災害対策等から冗長化やバックアップ用のデータセンターが海外にあることが望ましい場合、準拠法や国際裁判管轄を確認し、かつ具体的な争訟リスクが低い場合又は別途、契約等において利用者データの保護が担保される場合はこの限りではない。	必須
55	システム環境・エコロジー	システム制約/前提条件	構築時の制約条件	システム構築において、庁内基準や法令、条例等の制約がある(重要な制約のみ適用)ことに留意すること。	必須
56			運用時の制約条件	システム運用において、庁内基準や法令、条例等の制約がある(重要な制約のみ適用)ことに留意すること。	必須
57			安全管理措置の認証規格	受託者は、ISO/IEC27001（ISMS認証）、プライバシーマーク認定又はISMSクラウドセキュリティ認証のいずれかを取得していること。	必須
58		システム特性	クライアント数	システムは、250台までのクライアントを管理できるようにすること。	必須
59	運用環境	利用環境	申込受付サイト対応環境	申込受付サイトはWindows10、Windows11、iOS及びAndroidの主要環境並びにMicrosoft Edge、Google Chrome及びSafariの最新サポート対象バージョンで利用できること。	必須
60		利用環境	管理画面対応環境	管理画面はWindows11上のMicrosoft Edge及びGoogle Chromeで利用できること。	必須
61		互換性管理	OS・ブラウザ更新対応	主要OS及びブラウザのバージョン更新に追従し、年1回以上又は主要バージョン更新時に互換性確認を実施すること。	必須

別紙4 取扱金融機関一覧

【教育庁財務課】

第四北越銀行	本店・県内及び県外店舗
大光銀行	本店・県内店舗
北陸銀行	県内店舗
富山第一銀行	県内店舗
八十二長野銀行	県内店舗
きらやか銀行	県内店舗
東邦銀行	県内店舗
はばたき信用組合	本店・県内店舗
新潟大栄信用組合	本店・県内店舗
新潟縣信用組合	本店・県内店舗
興栄信用組合	本店・県内店舗
協栄信用組合	本店・県内店舗
巻信用組合	本店・県内店舗
ゆきぐに信用組合	本店・県内店舗
糸魚川信用組合	本店・県内店舗
新潟信用金庫	本店・県内店舗
長岡信用金庫	本店・県内店舗
三条信用金庫	本店・県内店舗
新発田信用金庫	本店・県内店舗
柏崎信用金庫	本店・県内店舗
上越信用金庫	本店・県内店舗
新井信用金庫	本店・県内店舗
村上信用金庫	本店・県内店舗
加茂信用金庫	本店・県内店舗
新潟県労働金庫	本店・県内店舗
新潟県信用農業協同組合連合会（県信連）	本店
農業協同組合（JA）	県内の農業協同組合店舗

【総務部税務課】

第四北越銀行	本店・県内及び県外店舗
大光銀行	本店・県内店舗
北陸銀行	県内店舗
富山第一銀行	県内店舗
八十二長野銀行	県内店舗
きらやか銀行	県内店舗
東邦銀行	県内店舗
秋田銀行	県内店舗
はばたき信用組合	本店・県内店舗
新潟大栄信用組合	本店・県内店舗
新潟縣信用組合	本店・県内店舗
興栄信用組合	本店・県内店舗
協栄信用組合	本店・県内店舗
巻信用組合	本店・県内店舗
ゆきぐに信用組合	本店・県内店舗
糸魚川信用組合	本店・県内店舗
新潟信用金庫	本店・県内店舗
長岡信用金庫	本店・県内店舗
三条信用金庫	本店・県内店舗
新発田信用金庫	本店・県内店舗
柏崎信用金庫	本店・県内店舗
上越信用金庫	本店・県内店舗
新井信用金庫	本店・県内店舗
村上信用金庫	本店・県内店舗
加茂信用金庫	本店・県内店舗
新潟県労働金庫	本店・県内店舗
新潟県信用農業協同組合連合会（県信連）	本店
農業協同組合（JA）	県内の農業協同組合店舗

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従業者の監督）

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（実地調査）

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査する事ができる。

（指示等）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産(複製されたものを含む。以下同じ。)を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、県が指定する方法でウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

(3) 新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)

(実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。